にっぽうニュース

（令和5年12月11日）

① 包括委任状

包括委任状は、特許出願等の手続について事件を特定せずに包括的に代理権を授与したことを証明する書面です。特許庁に包括委任状を提出すると、包括委任状番号が通知され、手続ごとに個別委任状を添付しなくても、手続書面に包括委任状番号を記載するだけで済みます。

代理人が何でも勝手に手続することを認める訳ではないので、代理人受任していない事件や、依頼されていない手続をやってはいけません。

出願については、委任状を提出しなくても、願書に代理人として記載すれば、代理権が授与されたものと扱われますが、出願人に不利益となるおそれがある手続については、委任状の提出が必要となっています。

委任状が必要な例	理由
出願の変更	特許出願から実用新案登録出願に変更すると、元の特許出願は取り下げられたものとみなされる。
出願の放棄	特許を受ける権利を放棄することで、特許出願が有効でなくなる。
出願の取下げ	特許の付与を求める意思を撤回することで、特許出願が有効でなくなる。
国内優先権の主張	優先権主張の基礎となった特許出願が取り下げられたものとみなされる。
出願公開の請求	秘密にしておくべきものが公開される。
審判の請求・異議申立て	特許に関する紛争を解決するための重要な手続である。
名義変更（権利移転）	権利の存続や移転に関わる重要な手続である。
登録後の名称（氏名）・住所変更	権利者の公示に関わる重要な手続である。

② 識別番号

識別番号は、特許庁が出願人を特定するために付与する9桁の番号です。識別番号には、名称（氏名）と住所が紐付けられます（書類に押印したことがある場合は印鑑も）。手続書面に識別番号を記載すれば、住所の記載を省略することができます。

識別番号は、特許庁に対して初めて手続をしたときにハガキで通知されます。ただ、識別番号を記載しないで手続すると、また別の識別番号が付与されてしまいます。その場合、識別番号を統合することも可能です。

識別番号は、出願中の手続（それと商標の更新）で使用可能です。識別番号について名称や住所を変更すれば、全ての出願中の案件に対して変更されます。しかし、登録後は、識別番号から独立しますので、登録ごとに名称や住所を変更する必要が生じます。

名称や住所が変わったときは、一気に全てを変更しておかないと、関連する手続で矛盾が生じることがあるので、注意です。

こちら特許部

NIPPO（ニッポウ） 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp